

大阪港クリーンエイドパートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民と大阪市（以下「本市」という。）が協働して大阪港臨海部の美化活動を行うことにより、利用者のマナー向上と清潔で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(参加団体)

第2条 参加対象は、活動地域において自主的なボランティア活動を行う、概ね10人以上の団体（以下「参加団体」という。）とし、企業、団体、NPO法人、有志団体等とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、大阪市港湾施設条例（昭和27年大阪市条例第36号）に定める港湾施設、及び大阪市海浜施設条例（昭和55年大阪市条例第27号）に定める海浜施設とする。

(活動内容)

第4条 本制度による活動内容は、歩道の清掃、植樹帯の手入れ、その他、対象施設の美化に有効な活動とする。

2 本市は、参加団体が活動により集めたごみを収集する。

(合意)

第5条 参加団体は、活動目的や本市との役割分担等を定めた覚書（別紙の標準型を基本とする）を本市と取り交わす。

2 本市は、次に掲げる場合には第1項による合意を取り消す。

- (1) 参加団体から活動を取り止める旨の申し出があったとき。
- (2) 参加団体が合意の内容を履行していないと本市が認めたとき。
- (3) 参加団体が本制度にふさわしくない行為をしたと本市が認めたとき。

(安全の確保等)

第6条 活動にあたっては、参加団体が責任を持って事故やけがの無いよう、安全に十分注意することとする。

2 活動中の事故については、大阪市市民活動保険の適用対象とする。

3 参加団体は、活動中に事故等が発生した場合には、直ちに本市へ報告することとする。

(その他)

第7条 この要綱に定められていない事項については、参加団体と本市とが協議の上、
決定する。

附 則

この要綱は平成31年3月29日より施行する。

この要綱は令和元年6月1日より施行する。

「大阪港クリーンエイドパートナー制度」に関する覚書

(以下「甲」という。)と大阪市港湾局長(以下「乙」という。)は、甲と乙とが協力して「大阪港クリーンエイドパートナー制度」を実施するにあたり、つぎのとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲と乙が協働して臨港部の美化活動を行い、利用者のマナー向上と清潔で快適なまちづくりを推進するための「大阪港クリーンエイドパートナー制度」の実施に関する事項について、甲乙間で確認することを目的とする。

(内容)

第2条 甲は、別図に定める区域において定期的に清掃等の美化活動を行うものとし、乙はその実施にあたり第6条及び第7条の支援を行うとともに、活動を顕彰するパートナーサインの掲出を行うものとする。

(期間)

第3条 美化活動の期間は、この覚書締結の日から1年間(●●年度にあっては、▲▲年3月31日までとする。)とする。ただし、1年経過時において甲乙双方から申し出がないときは、この覚書は更に1年間延長され、以後同様とする。

(ごみの収集)

第4条 甲は、美化活動により集めたごみを、事前に乙と協議して定めた場所に集積するものとし、乙は集積されたごみを収集するものとする。

(安全の確認)

第5条 甲は、美化活動にあたって責任者を定め、道路通行の障害にならないよう注意するとともに、安全に十分配慮するものとする。

(保険の加入)

第6条 乙は、甲が行う美化活動中における事故に備えて、事前に美化活動参加者を対象として傷害保険に加入するものとする。

2 甲は、前項の保険加入にあたり、美化活動参加者の名簿を2部作成することとし、1部を乙に提出し、1部を自己で保管するものとする。

(用具の貸与等)

第7条 乙は、甲に対して必要な場合は、美化活動の実施に必要な用具等を貸与もしくは予算の範囲内で供与するものとする。

(報告)

第8条 甲は、美化活動を実施したときは、乙が別途指定する書式により、美化活動の実施状況等を報告するものとする。

(責任分担)

第9条 美化活動中の事故、及び第三者との紛争については、甲が責任をもって対応するものとする。

(その他)

第10条 この覚書に定めのない事項が生じた場合、またはこの覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲

乙

大阪市港湾局長

臨港道路

(別図)

